

## 令和元年6月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和元年6月5日（水）午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員 教育長 奥 真弥  
教育長職務代理者 北浦 秀樹  
委 員 南 一早枝  
委 員 畑谷 扶美  
委 員 山下 潤一郎  
委 員 中村 スザンナ  
委 員 赤坂 敏明
4. 説明のために出席した職員の職、氏名  
施設担当理事 福島 敏  
スポーツ推進担当理事 檜葉 浩司  
教育総務課長 川崎 弘二  
教育総務課教職員担当参事 十河 統治  
教育総務課教育振興担当参事 松藤 孝英  
教育総務課学校給食担当参事 田中 邦彦  
学校教育課長 木ノ元 直子  
学校教育課人権教育担当参事 古谷 秋雄  
生涯学習課長 大引 要一  
青少年課長 山隅 唯文  
スポーツ推進課長 山路 功三  
文化財保護課長 中岡 勝  
(庶務係) 教育総務課長代理兼係長 田倉 元
5. 本日の署名委員 委 員 赤坂 敏明

## 議事日程

### (報告事項)

報告第6号 教育委員会後援申請について

報告第7号 教育委員会後援実施報告について

議案第5号 泉佐野市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例制定の意見聴取について

(学校教育課)

議案第6号 泉佐野市奨学金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について (学校教育課)

議案第7号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の

意見聴取について

(生涯学習課) (スポーツ推進課) (文化財保護課)

議案第8号 泉佐野市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則について

(文化財保護課)

議案第9号 泉佐野市文化財保存活用地域計画策定協議会規則について

(文化財保護課)

議案第10号 泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会規則について

(文化財保護課)

(午後2:00開会)

## 奥教育長

ただ今から令和元年6月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はありません。

本日は委員全員が出席しているため、会議が成立しています。

本日の会議録署名委員は赤坂委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、本日の審議に入ります前に、5月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がございましたら、お願いいたします。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、中村委員は後ほど署名をお願いします。

それでは本日の審議に入りたいと思います。

はじめに報告第6号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

## 川崎教育総務課長

(教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料第6に基づいて説明。新規1件、継続8件、計9件の事業内容について一括で報告。)

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

南委員

新規の「親子能楽体験講座」について親子と書いてありますが、親子で参加しないといけないのか、子どもだけでもいいのか、大人だけでもいいのか、対象は小学校くらいまでの小さなお子さんですか。

大引生涯学習課長

親子という部分で保護者と子どもという主観でとっていたのですが、対象の所を深く読みますと、年長さんから大人の方となっています。年長さんから小学生の方に来ていただきたいというお話もあったので、昨日の校園長会で各学校に掲示のご依頼を出させてもらっています。申し訳ありませんが、保護者と子どもが絶対なのかというところまで確認をとってはいません。

奥教育長

伝統文化の継承ということですよ。親が連れてきて、子どもが体験するという。

大引生涯学習課長

そうですね。これ新規なのですが8回目ぐらいのようで、去年は台風被害で中止になっておりまして、いただいている資料だけを見ると、ほとんどが子どもさんのみになっているので、多分保護者さんと子どもさんも両方参加していただいても大丈夫ですし、子どもさんだけでも大丈夫だと思うのですが。最終確認をとっておきます。

奥教育長

他にございませんか。

中村委員

「小・中学生着衣水泳体験会」ですが、記憶の中では何回も毎年やられているので、事業名称に第何回という表現はつけられないのかなと思ったのですが。

奥教育長

3回目ですか。もっとやっていますか。

山路スポーツ推進課長

スポーツ推進委員協議会で定期的に会議を開きまして、この夏プールを使ってどういう事業をするのかを委員さんの中で協議をしていただいています。教育長がおっしゃっていただいたように今年で3回目です。それまでは水泳教室という形ではしていただいていたのですが、指定管理者に別の水泳教室をしていただいているということと、プールに限らず海でも川でも服を着たまま溺れた

場合、助かるか助けられるかということを含めて、ペットボトルであったり大きなゴミ袋を使ってという教室をしようということになりました。ただ、来年また同じようになるかどうかは未定で、今後も続くようでしたらもちろん第何回ということを入れた方がいいのではないかとということ事を事務局としてもお伝えさせていただこうと思います。

奥教育長

学校にもプールが出来てきたら、学校でも安全対策の一環として今後行っていくことも考えられますので。

他にございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第6号を終わります。

次に、報告第7号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。報告をお願いします。

川崎教育総務課長

報告第7号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料7「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は今回4件でこれらは以前に教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第7をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

中村委員

「国際交流&イングリッシュキャンプ」についてですが、ずいぶん前に終わっているものが6月に報告されているということは、継続として後援申請を上げてきたらついでに報告も出してきたということですか。12月に終わって1月に上がってくるというのが本来の形ですね。

山隅青少年課長

おっしゃるように12月に終わっておりますので1月にはということだったのですが、実施報告書自体が3月に提出になっており、今回のようなことになっておりますので、実施団体にはいただいたご意見を伝え指導して参りたいと思います。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第7号を終わります。

続いて議案審議に移ります。

議案第5号「泉佐野市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例制定の意見聴取について」と、議案第6号「泉佐野市奨学金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について」関連議案でございますので一括して議題といたします。説明をお願いします。

木ノ元学校教育課長

それでは、議案第5号「泉佐野市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例制定の意見聴取」について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案資料5、1ページ及び正誤表をご覧ください。

今回の改正趣旨は、大きく2点ございまして、1点目は、基金の額の改定でございます。

2点目は、これまで、本基金を活用して実施してまいりました奨学金の貸付制度に加え、昨年度試行しました「高校入学準備金給付制度」について、本基金を活用した奨学金の給付制度として本格実施するために、条例の題名のほか、所要の改正を行うものでございます。

まず、今回新設します給付型奨学金について、ご説明をさせていただきます。10ページをご覧ください。昨年度実施しました「高校入学準備金給付制度」を主に引きついでおります。

1、給付対象、将来の夢を見据えながら真摯に学業や課外活動に取り組んでいる高等学校等に進学しようとする泉佐野市立中学校3年生（対象生徒）の保護者のうち、給付申請を行い、その審査の結果、給付選定がなされた者。

2、給付額、対象生徒1名につき10万円。

3、給付人数、1年度につき、対象生徒50人以内、申請時点で就学援助制度の適用を受けている保護者が保護する対象生徒に対し、40以内の選定区分枠を設けます。

4、申請資格、対象生徒及びその保護者に関する次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、当該保護者が申請を行うことができます。①対象保護者及び対象生徒が本市に住所を有していること。②対象保護者が、納期が到来している市税を完納していること。③対象保護者及び対象生徒が属する世帯が、生活保護法の適用を受けていないこと。④成績評定平均値が2.8以上であること。

5、申請期間及び申請方法、今年度につきましては、市報8月号掲載予定とし、夏休み前の7月中に各中学校（中学3年生）を通じて各ご家庭へ案内を配付しようと考えています。申請期間につきましては、夏休みが明けました9月2日月曜日（祝）から30日月曜日、月末までを予定したいと考えています。申請方法につきましては、給付型奨学金給付申請書と成績評定平均値申告書、活動実績申告書。この書類を郵送にて申請していただく形で、対象生徒1名につき1件の申請を考えています。

昨年度、施行しました高校入学準備金との変更内容は、主に2点ございます。1点目は、申請資格のうち、成績評定平均値を3.0から2.8へ変更しています。2点目は、給付人数のうち、1年度につき、対象生徒50人以内。こちらの方は変更がないのですが、昨年度では、入学準備金の給付を受けようとする対象保護者が属する世帯の世帯員全員の総所得（申請年度の前年所得）を考慮しない決定区分20以内、入学準備金の給付を受けようとする対象保護者が属する世帯の世帯員総全員の総所得を考慮する決定区分30以内としておりましたが、今回より、申請時点で就学援助制度の適用を受けている保護者が保護する対象生徒に対し、40以内の選定区分枠を設けると改めております。し

たがいまして、昨年度、給付枠 20:30 としていましたが、今年度より 10:40 とし、対象枠として、新たに「就学援助制度の適用を受けている保護者」という形で案として検討しております。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。4 ページをご覧ください。

まず、題名を「泉佐野市奨学金基金条例」に改め、第 1 条中「貸付け」の次に「及び給付」を加え、「泉佐野市奨学金貸付基金条例」を「泉佐野市奨学金基金条例」に改める。とありますのは、2 点目の改正趣旨のとおり、給付制度を実施することに伴う文言の整理でございます。

次に、第 2 条中「4 億 4,331 万 1,794 円」を「4 億 4,675 万 1,794 円」に改める。とありますのは、基金の残高の変更に伴うものでございます。9 ページをご覧ください。

こちらの表は平成 30 年度奨学金残高に関する決算の書類でございます。条例上うたっております「4 億 4,331 万 1,794 円」から昨年度分のふるさと応援寄附金からの積立額 425 万円を加える一方で、昨年度末に処分した不納欠損額 81 万円を差し引いた額として、「4 億 4,675 万 1,794 円」に改定するものでございます。

今後、基金残高につきましてはこのような形で、9 月決算委員会等々でこの表のベースで基金残高の説明をしまいたいと思っております。従いまして、教育委員会議におきましても報告事項というところで、5 月の出納閉鎖期間を終えました 6 月の教育委員会の案件報告提出期限が 5 月中になりますので難しくなっております。直近が 7 月になりますので、7 月の教育委員会議の中で報告をしまいたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

あらためて新旧対照表に戻りたいと思います。4 ページの下あたり、第 3 条から第 15 条にかけての各改正は、これまでの貸付制度に加え、給付制度を実施することに伴う文言等の整理でございます。新たな条文としまして、4 ページに第 3 条、右側真ん中のところに第 3 条を新たに起こしております。第 3 条、奨学金の種類は、次に掲げるものとする。(1)貸付型奨学金、(2)給付型奨学金という形で新設しております。

次に、7 ページをご覧ください。第 16 条、給付型奨学金の対象として、給付型奨学金は、将来の夢を見据えながら真摯に学業や課外活動に取り組んでいる高等学校等に進学しようとする泉佐野市立中学校の生徒、市内に住所を有する者に限る。以下、対象生徒という。の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものに対して給付するものとする新設しております。

続きまして、第 17 条では給付型奨学金の申請について、第 18 条では受給者の選定について、第 19 条では給付金額について、第 20 条では、給付型奨学金の取消し及び返還について、それぞれ新たに規定しております。

最後に、本日配付させていただきました正誤表について内容を説明させていただきます。これまで第 16 条のところで委任を定めておりましたが、第 15 条より新設の条項が入りましたので、第 21 条に改めまして、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定めるという形で改正をしております。

議案第 5 号についての説明は以上のとおりでございます。

この条例改正をうけ、「議案第6号泉佐野市奨学金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について」の説明を続けさせていただきます。議案資料6をご覧ください。資料3ページの新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。

第5号条例改正で説明させていただいたものと同様で、当該条例施行規則の主な変更理由は、給付型奨学金の新設に伴うものです。

第5条の2、受給者の報告義務として、受給者は、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に定める期日までに委員会に提出しなければならない。(1) 対象生徒が入学した高等学校等の在学証明書、入学した日の属する月の末日、(2) 対象生徒が卒業した高等学校等の卒業証明書、卒業した日の属する月の翌月の末日、(3) その他委員会が別に定める書面、委員会が定める日を新たに追加しております。その他につきましては、給付型奨学金の新設に伴う文言の整理によるものです。

説明は、以上です。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

奥教育長

ただいま、学校教育課長より説明がありましたが、ご意見ご質問等がございましたら、お願いします。

畑谷委員

給付型であれば普通はある一定の成績がないとだめだと思うのですが、成績評定平均値が今年の3.0から2.8へ下がった理由と、決算のところの不納欠損額というのは未回収ということですよ。この人たちに対してはどのような対処をしているのかお伺いしたいのですが。

木ノ元学校教育課長

まず1点目、2.8の変更理由についてご説明させていただきます。昨年度委員会で試行しました高校入学準備金の試行結果につきまして報告させていただいた通り、実際の申請者の数が132名でございました。そのうち全体としての成績評定平均値が3.9でございました。一般枠では平均値が3.9、いわゆる所得を考慮する区分につきましては、3.6でございました。

今回本格稼働するにあたりまして、各種団体さんの方から経済的に考慮する世帯に属する子どもさんの層の中では3.0というのが難しい状態であるというのを考慮していただきたいというご意見やご要望や、今回3月議会でいただきました議員の方々からの要望も反映させていただきまして、申請をされた結果としてはこういった平均評定であったのですが、実際経済的な考慮を必要とする就学援助の対象世帯の子どもたちの成績評定については、持続可能な形でこれから実施するにあたりましては、一定考慮する必要があるということで2.8に変更させていただいた形でございます。

そこにおきましては、50以内という制限もありますので、では選定枠から外れる層が出てくるのではと懸念するわけですが、まず市報、ホームページ等各学校さんに案内するにあたりまして、そこは丁寧に昨年度実施した状況の結果等を明記した中で、そのあたりは情報をお伝えした中で、申請をしながら実施をしていきたいと思っております。

要綱等については、委員会で毎年必要であればご審議いただきまして改正するといった範疇になっておりますので、今回の結果も報告させていただいて、ご意見をいただきながら来年度に向けての検証も行っていきたく思っておりますので、ご理解の方よろしくお願いいたします。

続きまして、ご質問いただきました基金の残高についてご説明させていただきます。今回、不納欠損額 810,000 円としてあげさせているのが 2 件ございます。平成 13 年と平成 17 年に貸付しました 2 件の時効による不納欠損となっております。具体的な内容ですが、2 件とも住民票を残しながら居住が分からなくなったという実態で、納付書等の連絡であったり、連絡をする術がなくなったことが主な原因となっております。

課題として 2 点ございます。まず、貸し付ける際に私の債権になりますので、個人情報取扱いの確認、本人の承諾がその当時得られていなかったということがありまして、なかなか転居先の住所、この場合は 2 件とも住民票はそのまま本市にあったわけですが、追跡する術が難しかったことがございます。それと、郵便物を毎年送り続けてはおりましたが、その後のフォローがなかなかできていなかったという所の改善点があります。学校教育といたしましても、限られた人員ではございますが、すでに滞納している債権につきましては、丁寧に定期的にローリングという形で見直しをしていきたいと思っておりますのでご理解の方よろしくお願いいたします。

奥教育長

他にございませんか。

山下委員

就学援助の 30:20 だったのを人数が集まらないので、一般の方から 5 名をとという過程があったのに 40 に増やすとは、実質的にバラマキだと思わざるを得ないですね。就学援助金をもらっている方の人数を増やしたいがために 3.0 を 2.8 にしたのは非常にこの趣旨に反している。この前の議会でどこかの議員が「就学援助もらっている人、全員に 10 万あげたらいい」という意見があったと思うのですが、何を考えているのか。そんな意見を考慮するのが間違っています。25 集まらなくて 20 しか集まらなかったのを、どうして 40 に増やさないといけないのか。そのために成績評定を 3.0 から 2.8 に下げてまで渡さないといけないのか。何のためにこれをするのか。これは反対です。前に言ったように、20:30 をひっくり返すか。まず 40 というのは無理です。一般的に考えて通らない議案だと思います。

木ノ元学校教育課長

いただきましたご意見の方は真摯に受け止めたいと思っております。そのことも含めまして、学校教育課として本年度本格稼働した後、検証していきたく思っています。おっしゃっていただきました制度の部分ではありますが、小学校・中学校の就学援助制度の中で、市が援助をしている支援枠の金額が約 70 万円少しになっております。その 70 万円辺りを義務教育の期間中、一定の支援を行いまして、高校に入学しましたら国の制度、府の制度ということで就学のための給付金制度というものがございます。高校に入った後に申請をして、年間 1 人目のお子さんでしたら 8 万円少し、第 2 子のお子さんがいらっしゃる場合は 12 万円少しの給付制度がございます。

新たに給付型奨学金を新設する目的でございますが、義務教育を就学援助で支援した後、高校入学するまでの間で必要になる諸々の学用品であったり、支度のために必要な部分にタイムリーに市の方で補完をする必要があるということで、この事業を行なっております。また先生がおっしゃっていただいているように、人材育成というところも大切な要素として加えさせていただいております。条例の内容にもその目的をうたわせていただいております。6月議会の方でもまたそういった形で答弁をさせていただく予定になっておりますが、10:40の枠につきましては、一旦受け止めさせていただいた中で、本年度はこの形で進めさせていただきたいと思っておりますので、重ねてご理解いただければと思います。

#### 山下委員

僕はただ単に20:30 マイナス、反対やから今回も反対ですよ、ただそれだけです。課長がおっしゃる高校準備金いるということであれば、他の対策で補完したらいいと思うし、成績を評価にするのであればしっかりした基準を設けてやったらいいと思います。今回はこのままいくのであれば僕は間違いなく反対です。多数決をとってもらったらいいと思います。渡すがために3.0を2.8にするのはおかしい。それだったらもっと違う施策でその子たちに高校に入るための準備金とかあるのだからそれでやったらいい。実際に余裕があったらたくさんいる中で10人しか、援助金をもらえないのだったら減額意識というのは消えてくる。平均が3.9だったかな、それが4.いくらになるかもしれないし、逆の方がもっと低くなっていく。おかしいと思いませんか。

#### 木ノ元学校教育課長

一点補足をさせていただきます。40:10ということが規定にはなっていないということも1つ添えさせていただきます。40以内、全体を50以内とさせていただきます。その部分につきましては、ご意見を受け止めさせていただくわけですが、成績評定を下げた分については、バラマキのためとかそういうわけではなくて、申請をすることができる層を、門戸を広げるといふところの意味としてさせていただきますので、そこについては重ねて、一言二言添えさせていただきます。

#### 山下委員

それであれば、40にして片方を60にしたらいいいのでは。門戸を広げるのであれば。比例数がおかしいんですよ、40と10だったら。もらっている人ともらっていない人の比率が逆なのに、そのまた逆を、この前30あったのに25しか申し込まなかったから、こっちから5人引張ってきて無理やりやったのに、何のための試行期間だったのか。それを全然無視して、議会で全員やったらいいと言われたからと言って、40を増やすというのは事務局としてはおかしいと思う。それは教育委員会でそういった意見があったと言ったらいいのではないですか。今回20:30を逆転して、この前の逆転の20:30くらいにしたいですという意見に持って行ってもらいたい。でもこうやって「以内」と書いていくということは数字が出ているということですよ。だからここでちゃんと反対しておかないと、教育委員会は何をしてたんだという一般の方の意見がほとんどですから。市役所内の意見

でなくて一般の方はほとんどその意見ですから、ある一人の議員に言われたからと言って、教育委員が「ああそうですか」というのも非常におかしい。採決をとってもらっていいと思います。

奥教育長

他の委員さんでご意見がある方はいらっしゃいますか。

北浦委員

私も山下委員の言う意見が常識的なところではないかと思います。私もこの給付という形が今までなかったのが、初めて出てきて結構画期的ないいものだなと。確かその時に畑谷委員さんもそう言われたと思うのですが、結局金銭的に困っているからで与えるばかりだと。要は家族で話し合っ、て、「こういう仕組みができて、お父さんも仕事頑張るけど、お前も勉強頑張ってくれ」と。市民税も払ってないといけないですし、そういう話し合いの機会にもなりますし。今までにない、家族で話し合っ、て、親も子も力を合わせて頑張らないといけない、そういう意味合いがあるように思っ、て、給付というのは良い仕組みだなと。

あとは山下委員の言う通り 10:40 ですか、就学援助を受けているほうの方に枠が 40 以内とはいえ 40 という枠を作るということは、就学援助をしておきながらまだ追いかけて援助していると思えますし、これは 40 以内という考え方は私もおかしいと思います。

奥教育長

もともと奨学金の貸付であれ給付であれ、経済的な問題があって進学を諦めることがないようにという趣旨が根底にはあるものです。そのために、今回から小学校と中学校に入学する入学準備金についても本市としては今まで遅れていたのだけれども、国並みするという事とか前倒しで早く渡すとかやっています。ほぼ全員が高校に行くようなこの時代にあって、小学校、中学校、さらに高校への準備として経済的な問題でそういったことが困難にならないようにという形での去年の試行もあったし、今年本格施行という意味だと思うのです。根底には経済的な援助の部分、しかしながらやはり成績条項も定めて 3.0 から 2.8 へ枠を緩くしています。しかしながらそのような状況であってもきちっと学力に対する意識を持ってもらわないと誰にでも貸出、寄付するのですよというのはだめだと思いますし。基本的には経済的な側面を配慮しての制度になりますので、昨年度まで試行してきた 20:30 をさらに 10:40 に現在の案では増やしていますが、今日は意見聴取ということですよ。

他の方ご意見いかがですか。

中村委員

お話を聞いていて思ったのが、就学援助を受けていらっしゃる方々の平均が 3.6 でも全体的に下の人が多いから下げたと理解していいですよ。ということは学習塾などの教育的な援助も受けてこなかったとか、学校に行っても集中力がないとか、精神的に負担があるから集中ができないとかそういうのも含めた状態で成績がちょっと低いということなんですよ。

奥教育長

大阪府下での子どもの貧困調査でも家庭の経済状況とのいろいろな調査の比較の中で言うと、経済的に貧困状態である家庭の子どもの方が学力的には低位という結果が出ています。

畑谷委員

経済的に厳しい人のためにというように感じたのですが、前回、北浦委員さんがおっしゃったようにいいことだとその時に私が言ったのは、もっと早くから高校に行ったら給付があるんだよと親が子どもに教えて、それをもらうために勉強したら学校に行く時にはちょっと楽になるんだよということも教えて親子で頑張って勉強しなさい、成績アップにも繋がるのではと前回言ったように思います。だから経済的に苦しい人に平均値を下げてまで給付したら、成績アップに繋がらないですよ。お金をもらうために平均値を下げるのではなくて、平均値はそのまま上げておいて届くように頑張りなさいというのが、普通誰でも思うことだと思います。下げて、これだけやったらいけるんだと思うのではなくて、最低6割くらいは取ってもらいたいと思うんですよ。経済的に苦しい人を楽にするのではなくて、経済的に苦しくても学校には先生がいらっしゃるの塾に行かなくても分からない時は個別に先生に聞きに行けばきっと教えてくれると思うんです。特に中学校の先生は。だから先生をもっと利用する、そうすれば先生も意欲的になる、そういう相乗効果も出るようにみんなで。やはり成績は下げたらダメなような気がするので、何とか昨年同様3.0は維持してほしいと思いますね。

奥教育長

南委員さんどうですか。

南委員

この給付型の私のイメージ的には、経済的に苦しい家庭のお子さんで、勉強は出来ている方に援助をしてあげたいなという気持ちなのですが、10:40でも私は構わないと思うのですが、成績の評定をさげるのはちょっとどうか。私も逆に上げる方がいいかなと思うんですけど。

私の知り合いもこれを申込みしたいと言っていた時に、その子も成績は中間くらいなんだけれども、よくできる経済的に裕福な方でも申し込まれているから、あそこの子らはよくできるから成績順でいけばきっとあの子たちが全部もらって自分たちには回って来ないだろうねと言われていました。頑張ればもらえるのであれば、裕福な方でも申し込まれると思います。頑張ればもらえるというのと、経済的な考慮をある程度考えられるのか分かりませんが、課外活動・クラブも頑張っているんだよというのを重視して、そういった融通が利かせてあげられるような感じで選定してあげて欲しいなという気持ちがあるので、私は経済的に裕福でなく、成績が良くという子にあげたいです。だから、2.8に下げるのは反対です。

赤坂委員

山下委員の言っていることはその通りだと思います。やることと現状では逆行する施策だと思いますが、貧困家庭の救済できる制度の加減の部分で線引きが難しいところで、一応去年の実施に基づいて3.0から2.8、20:30から10:40という線引きをし直したと思うのですが、学力的には反比例という面では2.8に落とすというのはちょっと無理があるのではないかと。やはり3.0を最低維持していくというのが、建前じゃないかなと思います。逆に上がっていくので制度ができていると思うので、下げるとまた底が見えない施策になると思います。10:40の比率は別にしまして、3.0を維持して欲しいと思います。

奥教育長

ありがとうございます。他ご意見いかがですか。

赤坂委員

参考に聞きたいのですが、6月議会に上程するわけですよね。時期的に9月議会だと間に合わないから。議案的には単一の議案になるわけですよね。一括で何かするというわけではないですよね。

木ノ元学校教育課長

まず時期でございますが、一学期を終えて夏休み期間中に家族でゆっくりと検討していただく時間、もう1つは学校現場の方も二学期に入りましたら高校進学に向けて繁忙期に入ってきますので、ちょうどこの時期がギリギリのタイミングという形になっております。当課では当初予算の時点で予算要求し、その時に理事者の方からいただいた判断が基金の事業の活用枠ということで、基金条例改正という指示を受けましたので、直近で言いましたら今回の6月議会という形になっております。時期については申請をされる方々と学校現場を考えますと、一学期を終えて夏休み期間中に考えていただいて9月募集というのがベターな時期になっております。

議会への上程につきましては、条例の内容になっております。考え方といたしまして、条例は委員会規則の方は教育委員会でご承認を賜わるという議案の事項になっておりますので、一連の一括の物で議会に上げるということではございません。

奥教育長

僕も聞いていなかったのですが、条例では今言った2.8とか40とかは書いていないんですよね。この教育委員会の施行規則にも書いてないですよ。

木ノ元学校教育課長

施行規則の中で定めた交付要綱で入れる形になっています。交付要綱につきましては、今回お示ししていません。

奥教育長

条例としては、今論議していることは、ここには無いから後からきっちとした規則を決める時にもう一度決めたらいいということで、ただ条例を説明する時に、そういった質問が出てくるわけだから、それを今検討中だと言ったらだめなわけですか。

木ノ元学校教育課長

はい。やはりその部分については本日の委員会の中の判断に委ねるという形になっております。

奥教育長

だから議会で内容について質問されたら答えられるように、ここで決定しないといけないということですか。

木ノ元学校教育課長

今回、給付型奨学金を新設いたしますので、(厚生文教委員会の)委員の先生方への説明が必要になっておりますので、参考資料ということで厚生文教委員会の方には提出したいと思っています。そのベースになりますのが同じものをご用意させていただいておまして、9ページにあります基金の残高表と、新旧対照表と当該参考資料の3点という形で検討しています。

赤坂委員

仮に教育委員会で2.8が可決となると、議会でも2.8が完全に目が通るということですね。

奥教育長

ここで決まったものは2.8はまずい、昨年並みの3.0だとなると、議会の方には3.0での資料提供になるわけですね。ですから、今日はこの場できちんと決めないといけないということですね。

他にございませんか。

無いようございまして、条例にかかる給付金の申請資格要件のうちの成績評定平均値が2.8以上であることを含めてこのことについて、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成：1名 反対：5名)

奥教育長

賛成1、反対5、よって本議案については否決となり、昨年試行した通り、成績評定平均値3.0以上ということで決定いたします。

山下委員

僕は10:40も反対です。

奥教育長

これは40以内ということですよ。

山下委員

40の枠を設けている時点で反対です。この議案は反対で、全体的に反対になったわけだから、10:40もない。議案5号、6号が反対されたわけだから。そういうことですよ。

奥教育長

今聞いたのは議案5、6ではなくて、議案5に関連している成績評定平均値が問題になっているわけですよ。

川崎教育総務課長

地方教育行政法というのがございまして、第29条で教育委員会に意見聴取しなければならないとあります。29条の条文を読み上げますと、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聴かなければならない。」とあります。議案の5号につきましては、当然教育委員さんの意見を聴取した上でになりますが、議題になっています40であったり2.8というのは、改正条例の中にうたわれていないということになれば、特に教育委員会としては議案第5号を反対する云々という部分には意見が及ばないのかなと思います。ただし、議案第6号の規則というのはあくまで、議会の議決がおりませんので教育委員会で決定されるべきものなので、第5号につきましては、法令的には差し障りが無い部分ではあるのですが、第5号に照らして意見聴取の中で、第6号の中で40であったり2.8という部分があれば、規則については議決ということにはなっております。

奥教育長

議案5号は条例にかかることだと。6号は規則だから、規則の中に2.8とか成績条項とか対象人数云々というのは、規則の中にもないですよ。

福島施設担当理事

去年施行した時に入学準備金給付制度試行要綱というのを委員会に提出させていただいて、その中に成績評定は3.0以上であることという縛りが入っていた。この委員会後平成30年11月から施行すると委員会にかけている。その要綱があって、その要綱を変えるのであればまた要綱案を出して、2.8と条文が変わりますというのをここで採決していただくと。

木ノ元学校教育課長

本当に申し訳ございません。本来でしたら要綱の全文すべてを本日参考資料という形でご提示させていただくべきところでした。それを概略という形で、まとめた骨になる部分を今回一

枚ものでさせていただいているところですので、重ねてまた改めてまた要綱の案の方をご提示させていただきます。

#### 奥教育長

要綱に変わる部分の中身的にはこうだということですよ。評定については2.8にすることはならないと採決されたので、山下委員がおっしゃっている40人の選定枠を設けることについても、山下委員は去年どおりの枠でということですよ。

#### 山下委員

普通議案の採決というのは、ある一文の一部をとって採決するわけないんですよ。議案5、6について採決しているのであって2.8に賛成、反対なんて誰も言ってないです。トータル的に手をあげているのだから。議案に賛成か、反対かで手をあげているのだから。採決反対されたのだから、次の議案にいきましょうよ。

教育委員会でだめだったものはだめだったと議会に言わないといけないんです。教育委員会は独立したものだ一回示さないといけない。議案6が反対されたのであれば議案7にいかないといけないのでは。それが民主主義ですよ。

#### 木ノ元学校教育課長

この事業につきましては、大元の目的の中で昨年ご承認いただきました事業でございまして、第6号の否決につきましては、是が非でも何とか調整というところの中で修正の方もさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほう本当によろしくお願いしたいと思っております。

#### 山下委員

6月議会に間に合わそうとするなら、3.0にするか、20:30にするか、今訂正してくれたらいい。それで、もう一度採決とってくれば、私も手をあげますよ。

#### 奥教育長

今、川崎課長が言ったように、これは2つの議案を一括にしたことが具合が悪かったのかなど。議案を同時にお諮りして議題といたしますとったことが問題になってくるということですよ、課長。

#### 川崎教育総務課長

例えば条例を先に言って、承認をいただいて、後で規則に話になった時に、「いや、それは違う」となったら、具合が悪いので、説明の関係もありますがこういう流れになりますよと詳細の部分を併せてお諮りする。ただし、どこの部分で反対なのか細部の細部の部分の要綱で定めないとけない部分が反対だから全部反対になるのかとなると、法令的な判断が難しいのですが、そういう意味合いで併せてご審議いただいたという経過がございます。

山下委員

反対というのは、審議の中で反対して変わるのが普通の審議なんですよ。手を上げるというのは反対なのだから、5対1で反対と決まったのだからそれ以上、どうしろと。また訂正して臨時にするのか、今現在数字を変えていただくのか、6月議会に諮らないのか、どちらしかない。

木ノ元学校教育課長

成績評定平均値について、先ほどご意見をいろいろ賜りましたので、それを3.0という形で再度ご審議いただければと思うのですが、よろしくをお願いします。

奥教育長

やはりみなさん3.0に戻さないといけないといので、賛成が1、反対が5だったわけで、あと40人の設定枠についても山下委員は、5号と6号に関連して採決をとったのだからそれを含めて否決されたということで、もとの20:30にという意見なんですよ。

山下委員

20:30をもう一回ひっくり返して欲しいくらいです。

奥教育長

私の採決の取り方がまずかったので、申し訳ないけれども、その確認をさせていただいていいですか、山下委員。

山下委員

だから3.0に変えさせていただいて、20:30に変えさせていただくということですよ。

奥教育長

今、そこまで言っていないけれども、2.8はだめだということですよ。

福島施設担当理事

山下委員がおっしゃるように、前回と同じということであれば問題ないですよ。これ、変わっているから。

【暫時休憩】

奥教育長

色々、不備があって申し訳ございません。要綱案が出てくるまで、議案第5号と第6号は保留とさせていただきます。次の議案から進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

それでは次に、議案第7号「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の意見聴取について」を議題といたします。この議案は3つの課に跨りますので、順次説明をお願いします。まずは生涯学習課からお願いします。

#### 大引生涯学習課長

それでは、議案資料7をご覧ください。消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

この条例を制定する主な理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等における消費税法等の一部改正に伴い、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられる予定であることから、課税対象となる公の施設の使用料において消費税を適正に転嫁するため、関係条例の規定を整備する条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、各施設の使用料について、消費税等の転嫁前の金額に1.10を乗じたものに改定することとしております。

条文の構成といたしましては、各施設の使用料を定めた条例ごとに、それぞれを条立てで一部改正するようになってございます。教育に係る部分のみ記載させていただいており、使用料の区分の個別の金額の説明は省略させていただきますが、本使用料につきましては、利用料金の上限の制定となりますので、実際の使用料は、指定管理者が、この上限の範囲内で決定し、市が承認することとなります。つまり、今回10%値上がり分を決めますが、それは上限でありまして、今の料金を上げるか上げないかは指定管理者が判断し、指定管理者が上げるという旨で市のほうに申請があり承認した場合、料金が上がるという仕組みになります。

なお、各区分の使用料の端数については、使用料の収受が煩雑になり過ぎることを考慮し、100円単位、又は10円単位で調整したものとしております。

ここまでの、3課の共通事項ですが、引き続き、共通事項となる附則の説明も合わせてさせていただきます。附則1におきまして、この条例は、令和元年10月1日から施行すると定めております。附則の2におきまして、第1条から第9条の規定による改正後のそれぞれの関係条例の別表の規定は、この条例の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によるとしておりますのは、経過措置を定めたものでございます。簡単に申しますと、10月1日以降に使用する使用料を10月1日以前に収めた場合は、改定前の使用料を適用するという意味です。

また、消費増税が何らかの要因で延期になった場合についてですが、附則1の施行期日を9月議会で延期するとのことを総務課よりお聞きしております。

関係条例の一部改正の内容でございますが、生涯学習課の所管いたします、条例の一部改正については、恐れ入りますが、議案書は、3枚目の第6条泉佐野市立生涯学習センター条例の一部改正部分と、合わせて、別紙、泉佐野市立生涯学習センター条例の新旧対照表をご覧ください。

条例の一部改正の内容については、泉佐野市立生涯学習センター条例の別表で、生涯学習センター使用料の多目的室について、1時間当たりの使用料を1,300円から1,400円に金額の改定をするものでございます。

改正根拠となる、計算方法につきましては、現行の生涯学習センター及び各公民館の使用料が消費税5%当時のものであることから、各現行の使用料割る1.05したものに消費税10%後にあたる1.1をかけたもので、その計算結果を100円単位で整えるために四捨五入をしたものでございます。

また、先ほどの現行の各使用料の計算式を100円単位で四捨五入したことで、今回、ご提案する「生涯学習センター使用料の多目的室について、1時間当たりの使用料を1,300円から1,400円に金額の改定を行う」以外に、生涯学習センター及び各公民館の貸館の使用料は四捨五入したことで100円単位に丸まってしまうので、100円単位で上がるのはここしかないので、多目的室の使用料を1,300円から1,400円に変えさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。

#### 奥教育長

他の公民館は変わらないのですか。生涯学習センターの多目的室のみ変わるということですね。次に、スポーツ推進課をお願いします。

#### 山路スポーツ推進課長

議案資料7の1枚目、市営プール条例金額の改正ということで、スポーツ推進課で指定管理しているのが、市営プールと市民体育館、健康増進センターでございます。前回5%から8%に消費税があがったときが平成26年でしたが、市営プールの指定管理者が平成27年度からですので、8%割ったものに1.1をかけた計算になっております。今まで一般使用（個人利用）の児童・生徒等が100円、その他の者は200円ということで、この部分について料金は変わっておりません。ただ、25メートルプールを3時間借りるといような専用使用については、今まで28,000円だったところが28,500円、8,000円だったところが8,100円というように増えております。

議案資料7の5枚目、新旧対照表をご覧ください。体育館もプールについても専用使用という団体貸し、部屋やプールの全体を予約して押さえるものについては基本50円単位で、附属設備などの使用については10円単位で四捨五入の計算となっております。プールについては新旧対照表の右側、下線引いている所が現行からの変更となります。

次のページで、現行の体育館及び健康増進センターの使用料が消費税5%当時の料金設定であることから、各現行の使用料割る1.05したものに1.1をかけたもので計算しております。専用使用の場合は50円単位で四捨五入、附属設備の使用料と個人利用である共用使用の場合は10円単位で四捨五入しております。

専用使用の部分ですが、1.05で割って1.1をかけるということで矛盾点が出てきます。具体的に申し上げますと、現在、市民総合体育館の大体育室全面2時間使用で7,200円となっております。5%上乘せということで、計算しますと7,543円となります。43円を切り捨て、7,500円としますと1/2面、1/4面の金額に端数が出ます。反対に1/4面が1,800円というところで計算をしますと、1,886円となり、50円単位の四捨五入で1,850円となりますことから、1/2面を1,850円の倍で3,700円、

全面 7,400 円となります。小体育室、多目的室、及び武道場は現行 3,600 円、体育館 1/2 面とほぼ同じ大きさという料金設定でしたので併せてそれぞれ 3,700 円となります。

誠に申し訳ございません。2 点数字の訂正をお願いしたいのですが、共用使用の児童・生徒等の利用料金を今まで 120 円としており、1.05 で割って 1.1 をかけると 126 円になります。1 円の位を四捨五入して 130 円と訂正させていただきたいと思えます。ですので、大人料金のちょうど半額となります。もう 1 点、資料の裏面、上から 4 項目の電光式得点表示器で 4,200 円となっておりますが、正しくは 4,190 円です。恐れ入りますが、訂正の方をよろしく願います。

本来であれば一つひとつ説明すべきところですが、項目が多すぎて体育館、健康増進センターにつきまちは 5% でしたので、1.05 で割って 1.1 をかけております。市営プールにつきまちは 8% でしたので、1.08 で割って 1.1 をかけた計算をしております。

奥教育長

次に、文化財保護課願います。

中岡文化財保護課長

議案資料 7 上から 3 枚目、「泉佐野市指定文化財旧新川家住宅条例の一部改正」部分と最終ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表で説明させていただきます。

別表第 1 の観覧料につきましては、今回金額の変更はございません。別表第 2 の使用料につきましては、先ほど生涯学習課長より説明がありました計算方式によりまして、100 円単位で四捨五入をしております。ザシキとブツマ、ソトグラの午前、午後、夜間、全日分の区分の金額の改定を表のように改定するものでございます。非常に簡単ですが、以上です。

奥教育長

ただいま生涯学習課長、スポーツ推進課長、文化財保護課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、願います。

中村委員

些細な質問ですが、体育館の言葉でボール 1 個 50 円の欄のドッチボールとありますが、これはドッチではなくドッチでいいのでしょうか。

山路スポーツ推進課長

おっしゃられるように、通常、スポーツ推進課でもドッチを使っていますが、以前から条例ではドッチボールとなっているのだと思います。

中村委員

正式名称はドッチでいいんですね。

山路スポーツ推進課長

ネットとかでも調べますとドッチが多いです。

中村委員

新川家で「ザシキ・ブツマ・ソトグラ」とカタカナ表記されていますが、これは最初からカタカナ表記ですか。

中岡文化財保護課長

専門用語になってしまうのですが、江戸時代の古民家の呼び方として部屋の名前はカタカナです表記するというのが通例となっております。漢字に直すと今の住宅とほとんど同じ用途で使われていると思っていただけたらと思います。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第7号「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の意見聴取について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議がございませんので、本議案は原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第8号「泉佐野市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則について」、議案第9号「泉佐野市文化財保存活用地域計画策定協議会規則について」及び議案第10号「泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会規則について」の3つを関連議案ですので一括して議題といたします。

説明をお願いします。

中岡文化財保護課長

議案第8号から議案第10号の3つの議案について提案理由をご説明いたします。恐れ入りますが、添付しております議案第8号「泉佐野市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則について」をご覧ください。後で新旧対照表も付けさせていただきましたので、新旧対照表の方で説明をさせていただきます。

今回の改正趣旨としましては、5月定例教育委員会で承認いただき、6月議会に上程します泉佐野市文化財保護審議会条例に伴う一部改正でございます。

改正内容としましては、泉佐野市附属機関条例から独立した条例とするため、第1条中の「泉佐野市附属機関条例第3条」を「泉佐野市文化財保護審議会条例第9条」に改め、第2条から第8条までは条例と重複することから削除、第9条を第2条とし、以下、順に繰り上げるものとなっております。

次に、泉佐野市附属機関条例に新たに追加します「泉佐野市文化財保存活用地域計画策定協議会」及び「泉佐野市文化財保存活用策定協議会」2つの規則の制定についてご説明申し上げます。議案9と10の規則案をご覧ください。

規則の趣旨としましては、文化財保護法改正によるもので、議案9は市町村による「地域計画」の法定化に伴うものです。地域計画は、市町村が地域に所在する国・自治体の指定文化財だけではなく、未指定文化財も含めた総合的な保存・活用する計画です。そのため今回、住民や関係機関・支援団体を含めた協議会を設置し、その協議会で策定した計画を国が認定するものです。計画の策定にあたっては、この協議会で市民や関係団体の意見を聞くことになっています。これは文化財の実施計画・マスタープランに当たるものでして、観光・地域振興と文化財との共存を国が求めています、それに沿った具体的な市の方針を関係課、関連団体、住民に示すという計画書を作成することになりますので、また後日、教育委員会へ報告させていただきます。

議案10につきましては、個別の文化財ごとの保存活用計画の法定化によるものです。これは国指定文化財の保存管理活用に関する計画です。これまでも建造物や史跡にその策定が奨励されていましたが、それを制度化するものです。

規則の内容につきましては、地域計画策定協議会、保存活用策定協議会とも、ほぼ同じ内容でございます。趣旨は第1条で組織及び運営に関し、必要な事項を定めています。職務は第2条、教育委員会の諮問に応じて調査審議、意見を述べるものとします。組織としましては、第3条、委員の任命は教育委員会が任命し、学識経験者、関係行政機関、市民、その他教育委員会の認めるものとなっております。委員の任期は、第4条で任命の日から当該職務が終了するまでとしております。

第6条・第7条は会議の内容、第9条は庶務を文化財保護課で行う、第10条は委員会の運営を委員長に委任するとしております。

最後に、附則におきまして、この規則の施行期日を令和元年7月1日からと定めています。

説明は簡単ですが、以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

奥教育長

9号と10号の違いは何でしたか。

中岡文化財保護課長

9号は文化財全体を決めるマスタープラン、10号は国の指定文化財をそれぞれに決めるということです。新旧対象表の資料をお渡しする段階で、資料が入れ替わったようで申し訳ございません。

奥教育長

ただいま文化財保護課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第8号、第9号、第10号につきましては、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議がございませんので、本議案は原案どおり承認することに決定しました。

それでは、先ほど保留としていました議案第5号、第6号の審議に必要な要綱の上程がありますので、議案5号6号の再審議に戻ります。

奥教育長

説明をお願いします。

木ノ元学校教育課長

先ほど2枚お手元に資料をお配りしました。

まず1枚目が、昨年度試行で実施いたしました「泉佐野市高校学校入学準備金給付制度試行要綱」となっております。緑色のマーカーを入れさせていただいたところが、これからご審議いただく内容となっております。第4条(4)成績評定平均値が3.0以上であること。第6条の2(1)入学準備金の給付を受けようとする対象保護者が属する世帯の世帯員全員の総所得(申請年度の前年所得)を考慮しない決定区分 20以内、(2)入学準備金の給付を受けようとする対象保護者が属する世帯の世帯員総全員の総所得(申請年度の前年所得)を考慮する決定区分 30以内という形で昨年度は実施させていただきました。もう1枚の資料をご覧ください。本来でしたら本日お示しさせていただいて併せてご審議いただくべき内容でした。重ねてお詫びを申し上げます。

「給付型奨学金事務取扱要綱」ということで、同じく緑色のマーカーを入れさせていただいております。第4条(4)成績評定平均値が当初2.8で作ってございましたところ、3.0という形で改めて表記させていただいております。続きまして、第6条の2 前項の選定に当たっては、教育委員会は、前条の申請時に就学援助制度の適用を受けている保護者が保護する対象生徒に対して40以内の選定枠を設けるものとする、としてございましたところを同じく30以内に改めさせていただきました。

改めてご審議の方よろしく願いいたします。

奥教育長

議案5号と6号の給付型奨学金事務取扱要綱を改めてお示しした中で、審議を再度確認したいと思います。ご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、議案5号、6号は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議がございませんので、本議案は原案どおり承認することに決定しました。

【暫時休憩】

奥教育長

次にその他で何かございますか。

中村委員

5月定例教育委員会議の会議録についての確認のときに言えばよかったです、連休明けの通学バスの件でご報告させていただいたのですが、その後どうなったのか気になりまして。

木ノ元学校教育課長

いただいた意見を基に学校の方に連絡をさせていただきました、重ねて指導の徹底と併せてバス会社の方に連絡させていただいて、乗務員が1名乗っておりますので声掛けをするよう連絡させていただいております。引き続き通学の途中で道に広がって歩いているところを目撃されましたら、またご指摘いただけたらと思います。

中村委員

やはり縦割り班とか、班編成がされていなかったということですね。

木ノ元学校教育課長

はい。バスということであれば縦割りはしていません。バスに乗る子たちは、基本的には学校からバス停まで教職員が引率をしてという形になっておりましたので。

中村委員

朝乗る時はバラバラですか。

木ノ元学校教育課長

朝乗る時は各家庭から乗降の位置まで保護者の責任で来られて、そこで乗ってという形で。

中村委員

乗っている間の取り決めの説明は。

木ノ元学校教区課長

教育委員会のほうからバスを利用する家庭の保護者宛にお手紙をお渡ししている形でございます。

奥教育長

他にございませんか。

山路スポーツ推進課長

昨年のチラシを付けていますが、昨年とは違った内容も加えてスポーツフェスタを10月14日に開催します。例年通りでしたら9月入った頃にチラシ作成していただけたと思いますので、10月にまた小学校中学校などに配布させていただこうかと。

また、今、実行委員会を開いていまして、アンブティサッカーをやっている方から是非やらせてくださいというお声をいただきまして、実行委員会で諮ったところ、今年一度やってみようという話になっております。

奥教育長

他にございませんか。

無いようですので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

次回の7月定例教育委員会会議は7月3日の水曜日、午後2時から、市役所4階庁議室で開催いたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。

(午後4時05分閉会)